TOTAL MANAGEMENT SERVICE

中村太郎税理士事務所

News letter



朝晩の空気に秋の深まりを感じる頃となりました。寒さが増してまいりますので、体調管理に気を配りながら、健やかにお過ごしください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

◆令和８年分年末調整　申告書のここが変わります
◆２０２６年度の地域別最低賃金
◆産業別にみる入職率・離職率の状況
◆企業のＡＩやクラウドサービス等の利用状況と労働生産性

| 中村太郎税理士事務所 | 東京都新宿区西新宿７－４－７イマス浜田ビル３階 TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

令和８年分年末調整 申告書のここが変わります

令和８年12月１日以後に行う令和８年分の年末調整について、主に留意すべき点を、国税庁が公表した年末調整関係の申告書様式の変更と併せて確認します。

年末調整に影響する主な改正

令和８年分の年末調整に影響する主な改正は、次のとおりです。

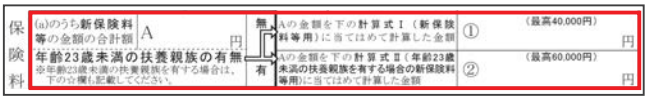
基礎控除	① 合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額を4万円引き上げて62万円とする ② 居住者は特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大42万円を加算
給与所得控除	① 給与所得控除額の最低保障額が74万円に引き上げ ② ①に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる所得要件を4万円引き上げて、次とする ● 扶養親族 ● 同一生計配偶者 ● ひとり親の生計を一にする子 … 62万円以下 ● 勤労学生 … 89万円以下
23歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例	新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族がいる場合には、控除額の上限が6万円に引き上げ（旧生命保険料と両方の支払がある場合も同様。ただし合計適用限度額の12万円は変わらない）

年末調整の申告書の留意点

(1) マル保に記載欄が追加

23歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例（以下、特例）が設けられたため、一般の生命保険料のうち新生命保険料の控除額は、23歳未満の扶養親族の有無により当てはめる計算式が異なります。

〇保険料控除申告書（一部抜粋）



計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額	30,000円以下	Aの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円

この特例を適用する場合には、保険料控除申告書（マル保）に23歳未満の扶養親族（複数いる場合は、いずれか１人）の情報を記載します。

〇保険料控除申告書（一部抜粋）

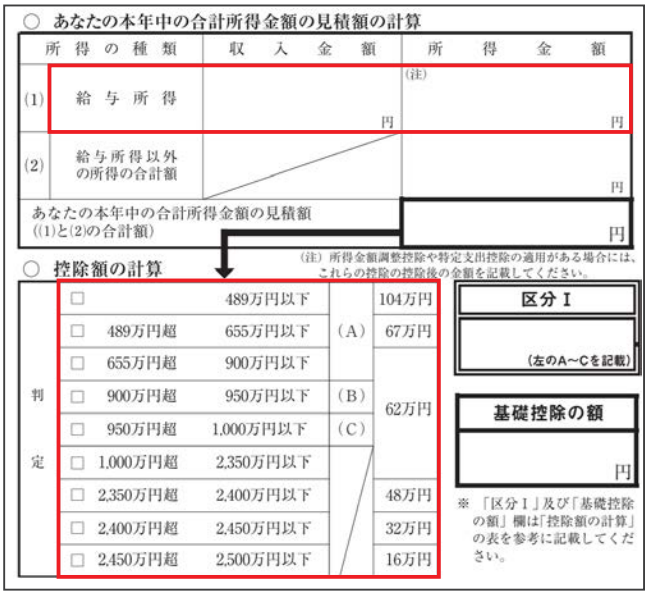


なお、この特例は、同じ23歳未満の扶養親族である子を有する夫婦それぞれが、自身の生命保険料について適用を受けることができます。そのため、扶養控除等申告書（マル扶）に記載がなくても、マル保にその子の情報が記載されていることがあります。

(2) 基礎控除申告書

改正により基礎控除の控除額を計算する際の判定区分が変わりました。また、給与所得控除額の改正も行われているため、給与所得の所得金額の計算にあたり、改正後の給与所得控除額で計算することに注意します。

○基礎控除申告書（一部抜粋）



所得要件の改正と申告書

扶養控除等の所得要件が改正されたことによる注意点を、いくつかご案内します。

(1) 扶養控除等申告書

扶養控除等申告書（マル扶）について、次の親族の「所得の見積額」欄が、62万円以下であるか確認します。

- 控除対象扶養親族
- 16 歳未満の扶養親族
- 退職手当等を有する扶養親族

収入が給与のみの場合、給与所得控除額の改正も影響し、給与の収入金額が 136万円以下であれば該当します。

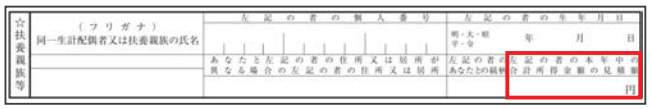
また、マル扶の次の項目についても影響があります。ご注意ください。

- 障害者（同一生計配偶者、扶養親族）
- 寡婦（扶養親族）
- ひとり親（生計を一にする子）
- 勤労学生

(2) 所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除を適用する際、要件に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、その者の情報を記載します。その際の「合計所得金額の見積額」欄も、62万円以下であるか確認しましょう。

○所得金額調整控除申告書（一部抜粋）



(3) 配偶者控除等申告書

同一生計配偶者の所得要件の改正により、配偶者控除と配偶者特別控除との境界線が58万円から62万円に見直されました。また、給与所得の所得金額は、改正後の給与所得控除額により計算します。そのため昨年と同じ年収でも、適用する控除額等が異なる場合があります。

○配偶者控除等申告書（一部抜粋）



(4) 特定親族特別控除申告書

扶養親族の所得要件の改正により、扶養控除と特定親族特別控除との境界線が58万円から62万円に見直されました。給与収入がある場合は所得金額の計算にも注意しましょう。

○特定親族特別控除申告書



参考：国税庁「令和８年分　年末調整のしかた」
画像出典：国税庁 HP「源泉所得税関係」https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm

2026年度の地域別最低賃金

賃金額は本来、労使で決めることができますが、企業が従業員に支払わなければならない最低限の額として「最低賃金」が定められています。2026年度の地域別最低賃金が決定されました。

発効日から適用されます

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められ、年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則、すべての労働者に適用されます。2026年度の地域別最低賃金は、下表のとおりです。発効日にも注意しましょう。

最低賃金には2種類あります

最低賃金には、地域別最低賃金の他にもう一つ、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた、特定（産業別）最低賃金があります。両方が同時に適用される労働者に対しては、高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

2026年度の地域別最低賃金　全国一覧

都道府県	最低賃金額（円）		引上げ額（円）	発効日
	改定前	改定後		
北海道	1,075	1,131	56	2026年10月1日
青森	1,029	1,090	61	2026年10月29日
岩手	1,031	1,090	59	2026年12月1日
宮城	1,038	1,098	60	2026年10月1日
秋田	1,031	1,090	59	2026年10月14日
山形	1,032	1,092	60	2026年10月30日
福島	1,033	1,094	61	2026年10月16日
茨城	1,074	1,136	62	2026年10月18日
栃木	1,068	1,125	57	2026年10月1日
群馬	1,063	1,120	57	2026年10月3日
埼玉	1,141	1,196	55	2026年10月1日
千葉	1,140	1,195	55	2026年10月1日
東京	1,226	1,280	54	2026年10月1日
神奈川	1,225	1,279	54	2026年10月1日
新潟	1,050	1,108	58	2026年10月1日
富山	1,062	1,119	57	2026年10月1日
石川	1,054	1,113	59	2026年10月3日
福井	1,053	1,112	59	2026年10月4日
山梨	1,052	1,113	61	2026年11月1日
長野	1,061	1,117	56	2026年10月2日
岐阜	1,065	1,121	56	2026年10月1日
静岡	1,097	1,154	57	2026年10月15日
愛知	1,140	1,195	55	2026年10月1日
三重	1,087	1,143	56	2026年10月1日
滋賀	1,080	1,136	56	2026年10月3日
京都	1,122	1,180	58	2026年11月16日
大阪	1,177	1,231	54	2026年10月1日
兵庫	1,116	1,172	56	2026年10月1日
奈良	1,051	1,107	56	2026年10月4日
和歌山	1,045	1,101	56	2026年10月3日
鳥取	1,030	1,090	60	2026年10月3日
島根	1,033	1,092	59	2026年10月10日
岡山	1,047	1,104	57	2026年10月2日
広島	1,085	1,141	56	2026年10月11日
山口	1,043	1,101	58	2026年10月8日
徳島	1,046	1,103	57	2026年11月1日
香川	1,036	1,092	56	2026年10月1日
愛媛	1,033	1,093	60	2026年11月1日
高知	1,023	1,086	63	2026年10月29日
福岡	1,057	1,114	57	2026年10月4日
佐賀	1,030	1,095	65	2026年11月15日
長崎	1,031	1,087	56	2026年11月2日
熊本	1,034	1,092	58	2026年12月1日
大分	1,035	1,096	61	2026年11月1日
宮崎	1,023	1,085	62	2026年10月24日
鹿児島	1,026	1,090	64	2026年10月25日
沖縄	1,023	1,086	63	2026年12月2日
全国加重平均額	1,121	1,177	56	

参考：厚生労働省「必ずチェック　最低賃金」https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

産業別にみる 入職率・離職率の状況

ここでは2026年8月に発表された調査結果※から、主な産業別の入職率・離職率の状況をみていきます。

一般は入職超過に

上記調査結果によると、2025年の常用労働者全体の入職者数は753万人、離職者数は705万人でした。主な産業別に2025年の入職率と離職率をまとめると、下表のとおりです。

一般労働者（以下、一般）の産業計では、入職率が12.0%、離職率が11.4%となり、入職超過率は0.6ポイントでした。

表中の主な産業別では、入職率は宿泊業, 飲食サービス業が24.4%で、離職率も、宿泊業, 飲食サービス業が21.5%で最も高くなりました。入職超過率はプラスの産業が多くなっています。

パートも入職超過に

パートタイム労働者（以下、パート）の産業計の入職率は21.7%、離職率は19.9%で、入職超過率は1.8ポイントです。

主な産業別では、入職率は一般と同じく宿泊業, 飲食サービス業が29.7%で、離職率は学術研究, 専門・技術サービス業が26.7%で最も高い状況です。入職超過率は、一般よりも高い産業が多くなりました。

一般・パートともに産業計は入職超過となりました。ただし、産業による差もあり、人材の確保と定着に向けた継続的な取組が求められます。

2025年の主な産業別入職率・離職率・入職超過率（%、ポイント）

産業	一般労働者			パートタイム労働者		
	入職率	離職率	入職超過率	入職率	離職率	入職超過率
産業計	12.0	11.4	0.6	21.7	19.9	1.8
建設業	10.0	7.9	2.1	15.0	19.3	-4.3
製造業	8.8	9.2	-0.4	14.8	14.2	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	8.7	8.0	0.7	17.8	19.6	-1.8
情報通信業	13.1	10.0	3.1	27.4	21.9	5.5
運輸業, 郵便業	9.3	8.1	1.2	10.6	12.2	-1.6
卸売業, 小売業	8.9	8.5	0.4	18.6	17.6	1.0
金融業, 保険業	8.6	6.3	2.3	11.1	10.6	0.5
不動産業, 物品賃貸業	12.6	10.5	2.1	22.7	19.6	3.1
学術研究, 専門・技術サービス業	11.1	10.0	1.1	28.8	26.7	2.1
宿泊業, 飲食サービス業	24.4	21.5	2.9	29.7	25.0	4.7
生活関連サービス業, 娯楽業	15.0	16.1	-1.1	29.3	25.1	4.2
教育, 学習支援業	9.4	9.8	-0.4	28.7	26.6	2.1
サービス業（他に分類されないもの）	21.4	20.3	1.1	22.9	23.8	-0.9

厚生労働省「令和7（2025）年雇用動向調査結果の概況」より作成

※厚生労働省「令和7（2025）年雇用動向調査結果の概況」
5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、都道府県、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約15,000事業所を対象にした調査です。入（離）職率は常用労働者数に対する入（離）職者数の割合です。入職超過率は入職率から離職率を引いたもので、プラスは入職超過、マイナスは離職超過を示します。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/26-2/index.html

企業のAIやクラウドサービス等の利用状況と労働生産性

ここでは、総務省の調査結果※から、企業のAIやクラウドサービス等の利用状況と、利用の有無による企業の労働生産性の違いを紹介します。

サービスの利用状況

上記調査結果から、調査対象産業別に企業のIoT・AIなどのシステムやサービス、クラウドサービス（以下、サービス）利用割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】サービス等利用割合（%）

産業	IoT・AI	クラウドサービス
全体	27.3	83.4
建設業	25.5	88.6
製造業	30.6	85.4
運輸業・郵便業	18.0	78.3
卸売・小売業	27.6	83.6
金融・保険業	52.3	96.2
不動産業	44.2	90.9
情報通信業	39.6	94.8
サービス業、その他	23.2	79.3

総務省情報流通行政局「令和7年通信利用動向調査報告書（企業編）」より作成

全体の利用割合は、IoT・AIが27.3%、クラウドサービスが83.4%となりました。

産業別では、IoT・AI、クラウドサービスともに金融・保険業の利用割合が最も高くなっています。

労働生産性の違い

次に、サービスの利用有無別に、企業の労働生産性をまとめると、表2のとおりです。

全体では、どちらのサービスも利用している企業の方が、労働生産性が200万円以上高くなりました。産業別の結果も、金額に差はあるものの、同様の状況となっています。

まだサービスを利用していない企業にも、参考になる結果といえそうです。

【表2】サービスの利用有無別　企業の労働生産性（万円）

産業	IoT・AI			クラウドサービス		
	利活用している	利活用していない	差額	利用あり	利用なし	差額
全体	973	736	237	830	533	297
建設業	1,521	1,059	462	1,205	746	459
製造業	970	820	150	875	741	134
運輸業・郵便業	812	671	141	708	528	180
卸売・小売業	853	747	106	794	574	220
金融・保険業	2,852	1,824	1,028	2,514	884	1,630
不動産業	2,792	2,276	516	2,577	829	1,748
情報通信業	1,093	815	278	959	703	256
サービス業、その他	638	525	113	581	310	271

総務省情報流通行政局「令和7年通信利用動向調査報告書（企業編）」より作成

※総務省情報流通行政局「令和7年通信利用動向調査報告書（企業編）」
2026年5月に発表された、常用雇用者100人以上の6,040企業を対象にした2025年8月末時点の調査です。有効回収率は55.3%です。労働生産性は2024年度の結果になります。ここでの労働生産性は「(営業利益+人件費+減価償却費)÷従業者数」で算出しています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001240276&cycle=0

お仕事備忘録 WORK REMINDER

いよいよ年末調整の準備を行う時期になりました。今年も所得税の改正があり、年末調整の手続に戸惑う従業員も多いと思います。まずは担当者が変更点をしっかり理解した上で、わかりやすく説明しておきましょう。

01 年末調整の準備

年末調整は、事前にどこまで準備を進めておくかで、業務効率が大きく異なります。今年は、基礎控除・給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、生命保険料控除の改正等が行われています。変更点を整理して従業員に周知するとともに、申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないよう、早めに回収期限を設けて確認しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えています。業務効率化のメリットも大きいため、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

02 年末賞与の支払準備

年末賞与を支給する企業では、今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11 月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額※に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11 月1日から11 月15 日まで（2026 年は11 月16 日まで）に提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（※）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

04 パート等の年間収入をチェック

パートやアルバイト等の場合、扶養の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になると、扶養の範囲を超えることを気にして、勤務を調整する方も多いでしょう。年末の忙しい時期になって人手不足で困ることがないよう、今のうちから収入をチェックしておきましょう。今年も所得税や住民税に関する年収の壁が見直されていますので、その点にも注意が必要です。

05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配

会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配る場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

年賀状を出す場合は、手配が必要になります。早めに送付先の確認をしておきましょう。

06 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。場所の確保、来賓の確認、乾杯の音頭、挨拶等の依頼、余興の準備、出席者数の確認など、段取りよく進めましょう。

お仕事カレンダー WORK CALENDAR

11 月号 / 2026

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画を立ててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項　　目
1	日	赤口	●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険未手続事業一掃強化期間（～30日まで）
2	月	先勝	
3	火	友引	文化の日
4	水	先負	
5	木	仏滅	
6	金	大安	
7	土	赤口	立冬
8	日	先勝	
9	月	仏滅	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	火	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（10月分）
11	水	赤口	
12	木	先勝	
13	金	友引	
14	土	先負	
15	日	仏滅	
16	月	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付日（第2期分※口座振替を利用する場合） ●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
17	火	赤口	
18	水	先勝	
19	木	友引	
20	金	先負	
21	土	仏滅	
22	日	大安	小雪
23	月	赤口	勤労感謝の日
24	火	先勝	
25	水	友引	
26	木	先負	
27	金	仏滅	
28	土	大安	
29	日	赤口	
30	月	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限（10月分） ●所得税の予定納税額の納期限（第2期分） ●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで